

ケアプランセンターこもれび運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社こよしが開設する「ケアプランセンターこもれび」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状態や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう。公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアプランセンターこもれび
- （2）所在地 埼玉県鴻巣市登戸400番地6

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（介護支援専門員兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）介護支援専門員 1人以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。
- （3）事務職員 1名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日～1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- （3）連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

- （1）利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- （2）使用する課題分析票の種類 MDS-HC方式又はその他のアセスメント表

- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 月1回以上

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、鴻巣市とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第8条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回

(5) 感染症に関する研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社こよし代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなう。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的開催し、感染対策の資質向上に努める。

(身体的拘束等の原則禁止)

- 第15条 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をおこないません。身体的拘束をおこなう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- 1 令和4年4月1日 改定
- 1 令和6年4月1日 改定
- 1 令和6年9月1日 改定